

## 別表十六（十）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が資産に係る控除対象外消費税額等について令第139条の4（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則第14条第3項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成30年改正前の令第139条の4（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則第14条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により損金算入額等の計算を行う場合に記載します。

2 「当期の損金算入限度額2」の欄の記載に当たっ

ては、次によります。

- (1) 令第139条の4第7項の規定の適用を受ける場合にあつては、「当期の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から適格分割等の日の前日までの期間の月数」として記載します。
- (2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延消費税額等について当該適格組織再編成の日の属する事業年度の損金算入限度額を計算する場合にあつては、「当期の月数」とあるのは、「適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」として記載します。